

**第 54 期（令和 5 年度）熊本地方最低賃金審議会
第 1 回 本審 議事録**

1 日 時 令和 5 年 7 月 5 日（水） 14 時 00 分～16 時 00 分

2 場 所 熊本地方合同庁舎 A 棟 10 階 大会議室

3 出席者

（公益代表委員） 倉田委員、諏佐委員、本田委員、森口委員

（労働者代表委員） 猿渡委員、西委員、花岡委員、山本委員

（使用者代表委員） 岩永委員、坂本委員、山下委員

（熊本労働局）新田労働局長 【事務局】東労働基準部長、柴田賃金室長、佐藤賃金指導官、中野専門監督官、堀田専門監督官

4 議 題

（ 1 ） 熊本地方最低賃金審議会会長及び会長代理の選出について

【地域別最低賃金】

（ 2 ） 熊本県（地域別）最低賃金改正決定の諮問について

（ 3 ） 熊本県最低賃金専門部会の委員任命の推薦公示及び関係者からの意見聴取の公示について

（ 4 ） 最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の議決について

（ 5 ） 熊本県の経済情勢等について

【特定（産業別）最低賃金】

（ 6 ） 熊本県特定（産業別）最低賃金改正の申出について

（ 7 ） 熊本県特定（産業別）賃金改正決定の必要性の有無の諮問について

（ 8 ） 運営小委員会について

（ 9 ） 審議会の公開について

（ 10 ） その他

5 議事内容

指導官

定刻になりましたので、ただいまから、第 54 期（令和 5 年度）第 1 回熊本地方最低賃金審議会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。

まず、議題に入ります前に、当審議会の委員の任期について確認をさせていただきます。熊本地方最低賃金審議会の第 54 期の任期は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 2 年間となっておりますのでよろし

くお願いいたします。

続きまして、公開に関する事項ですが、本審議会は、熊本地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項により公開となっており、取材のため報道機関の方がお見えです。最低賃金制度や最低賃金審議会の広報のため、御協力をお願い申し上げます。また、本日の審議会の傍聴希望者を公示いたしましたところ、1人の方が傍聴されておりますので報告いたします。

なお、本日の審議会は、第54期最初の本審ですので、会長及び会長代理が選出されるまでの間は、事務局で議事を進行します。

まず、1番目の議題の「会長及び会長代理の選出」です。最低賃金法第24条第2項及び第4項の規定により、「公益委員のうちから委員が選挙する」こととなっています。事前に開催しました公益委員の打合せで、会長候補に倉田委員が推薦され、また、会長代理候補には本田委員が推薦されています。なお、他に立候補される公益委員はいらっしゃいませんでした。

それでは、会長の選出から行います。

会長を倉田委員とすることに賛成の方、挙手をお願いします。

委員全員 (全員挙手)

指導官 賛成多数により、倉田委員が会長に選出されました。

続きまして、会長代理を本田委員とすることに賛成の方、挙手をお願いします。

委員全員 (全員挙手)

指導官 賛成多数により、本田委員が会長代理に選出されました。

従いまして、会長に倉田委員、会長代理に本田委員の就任を決定させていただきます。

それでは、第54期熊本地方最低賃金審議会会長に選出されました倉田会長から御挨拶いただきたくと存じます。

会長よろしく申し上げます。

会長 倉田です、よろしく申し上げます。この最低賃金審議会が始まるにあたっての思いを、少々お時間をいただいて述べさせていただきたいと思っております。

まず、現状理解といたしまして、依然として急な自然災害などが散発しておりますけれど、県下の状況といたしましては、コロナの方もだんだんと終息に向かいつつも、まだ楽観視はできないと思っておりますが、ようやく、ある意味フラットな状況で議論ができる、そういう条件が整ってきているという印象を持っております。それから熊本に限らず、日本や世界におき

まして、労働力を如何に確保するかというのが、非常に大きな課題となっていておまして、人材流出を防いだり、定着を促進できるような労働条件を如何に形成できるかということは、個々の産業のみならず、地域社会の維持、継続といったものにも影響いたしますので、そういう点で非常に大きな社会的関心事となっているというふうに考えております。このことは、例えば本審議会の公開、非公開が議論の俎上に載るといった形で如実に現れているのではないかと思います。

これに伴いまして審議会、ひいては私を始めとして、委員の皆様は課された社会的な責任や期待というのは大きくならざるを得ない状況にあるのではないかと思います。こういう中で、今年度の審議を始めるにあたりまして、私自身への戒めとして、また委員の皆様へのお願いとして、2点ほど申し上げたいことがあります。

1 点目といたしましては、今後の審議におきまして、できれば直接的な利害関係とか立場だけの議論ではなくて、時には社会全体との関係において最低賃金の額がいかにあるべきかという、俯瞰的な視点からも、是非、議論を一緒にさせていただきたいということです。言うまでもなく、この審議会の決定というのは、非常に多くの社会構成員に様々な影響をもたらします。それだけに私たちは、時には広い視野の下で審議を行うことというのも必要になるのではないかと、というのがその理由でございます。

2 点目といたしまして、私達委員は非常に影響力が大きいことを決議するわけですが、しかしながら選挙のような、民主的な手続きを踏んでここにいるわけではございません。つまり、私たちが社会の皆様から白紙委任のような形で、全幅の信頼をいただいて最低賃金額の決定を一任されている状況、というふうに見ることもできるように思います。ここから、私達にはその信頼を裏切らないように審議する義務というのがあるのではないかと考えております。

従いまして、私をはじめとして皆様をお願いしたいのは、いかなる内容であっても、最後まで議論に御参加いただきまして、義務を果たしていただく事というのを求められているかと思いますので、それを是非お願いしたいと思います。幸いなことに、この審議会のお集まりいただいている委員の皆様は、そういう責任や使命というのは十分理解した上で、それを果たし得る方達で構成されているというふうに考えております。今申し上げたような使命を果たせるように私自身も務めたいと思いますが、何分微力でございますので、皆さんの協力なしにはとても実現しがたいということを重々承知しております。ですから、なにとぞ委員の皆様への御協力御支援のほどをどうぞよろしくお願いいたします。長くなりましたが、以上でございます。

指導官

それでは、以後の議事につきましては、会長に進行をお願いしたいと思います

います。会長、よろしくお願いいたします。

会長 それでは議事の方に入らせていただきます。まず、定足数の報告を事務局からお願いします。

指導官 本日の委員の出席は、公益代表委員 4 名、労働者代表委員 4 名、使用者代表委員 2 名で、委員総数 15 名中 10 名の委員に御出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項（委員の 3 分の 2 以上又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員の各 3 分の 1 以上の出席）の、定足数を満たしており、本審議が有効に成立していることを、御報告申し上げます。

 なお、使用者代表委員 1 名が所要により遅れておりますので、後に 11 名となる予定です。

会長 次に、議題の 2 番目「熊本県最低賃金の改正決定の諮問について」です。
 本日は、熊本労働局長から当審議会に対しまして、熊本県最低賃金の改正決定についての諮問を行うと伺っております。
 局長よろしくお願いいたします。

局長 熊本県最低賃金の改正決定につきまして、諮問させていただきます。

熊労発基 0705 第 4 号 令和 5 年 7 月 5 日
熊本地方最低賃金審議会 会長 倉田 賀世 殿
熊本労働局長 新田 峰雄
最低賃金の改正決定について（諮問）
最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づき、熊本県最低賃金（昭和 55 年熊本労働基準局最低賃金公示第 1 号）の改正決定について、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2023（同日閣議決定）」に配慮した、貴会の調査審議を求める。

会長 ただいま局長から諮問を受けました。諮問された諮問文の写しを委員の皆様方のお手元にお配りいたしますので、御確認をお願いいたします。

皆様、行き届きましたでしょうか。
ただいまの諮問文につきまして、何か御質問はありませんか。

委員全員 (質問なし)

会長 それでは審議会として局長から諮問を受けましたので、これから具体的な審議を始めていくこととなります。委員の皆様にはどうぞよろしくお願いいたします。

それでは審議に先立ちまして新田労働局長に御挨拶をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

局長 局長の新田でございます。委員の皆様方におかれましては、第 54 期熊本地方最低賃金審議会委員に就任いただきまして、また、本審議会にも出席いただきまして、誠にありがとうございます。

日頃、当局の行政運営につきましては、幅広く御理解、御協力をいただいております。この場をお借りしまして、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

さて、先程の諮問文にもありますが、6月30日に中央最低賃金審議会に対しまして、厚生労働大臣から令和5年度の地域別最低賃金額改定の目安について諮問がなされ、本年度の審議が始まったところでございます。このことにつきましては、多くのマスメディアなどにも取り上げられておりました。賃金や最低賃金などに対する社会的関心は依然として非常に高いものと認識しているところでございます。また、これにかかる動きといたしまして、6月16日に「経済財政運営と改革の基本方針2023」、いわゆる骨太の方針が閣議決定をされるとともに、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023」が改定をされたところであります。どちらにつきましても、一つには、人への投資を強化し労働市場改革を進めることにより、物価高に打ち勝つ持続的で構造的な賃上げを図ること、二つ目に、賃金の底上げや、金融資産所得の拡大などにより、家計所得の増大を図ること、三つ目には、多様な働き方の推進等を通じて、多様な人材がその能力を最大限いかして働くことで企業の生産性を向上させ、それが更なる賃上げにつながる社会を創るといった方針が示されているところであります。

この中で最低賃金につきましては、お手元の資料の11、12のそれぞれ3ページ目の所にも記載がありますけれども、一つには、去年は過去最高の引上げ額となったが、今年も全国加重平均1,000円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会ですっかり議論を行うということ、二つ目には、地域間格差に関しては最低賃金の目安額を示すランク数を4つから3つに見直したところであり、今後とも地域間格差の是正を図ること、さらには三つ目として本年夏以降は、1,000円達成後の最低賃金引上

げの方針についても、新しい資本主義実現会議で議論を行うことが盛り込まれているところでもあります。政府関係の動きと致しましてはそのような状況があります。

また、県内の雇用情勢につきましては、令和5年5月の有効求人倍率は1.33倍と、このところ3か月連続で低下はしておりますけれども、全国平均を上回る水準で推移していること、また今後、TSMC熊本工場の本格稼働でありますとか、先ほど会長の挨拶にも触れられておりますけど、新型コロナウイルス感染症の法上の位置付けが5類に移行したことによりまして経済活動が活発化してきているということもありまして、今後、人手不足基調がさらに強まるということが考えられるところでありまして、比較的堅調に推移するというふうに考えているところでもあります。

委員の皆様方におかれましては、こうした状況についても充分配慮いただきながら、県内の経済動向や地域毎の動向を踏まえつつ、生計費、賃金、賃金支払能力といった要素を考慮した上で、調査審議を行っていただきますようお願い申し上げます。本審、専門部会を合わせますと、かなりの開催日数となりまして、日程的にも御負担をおかけするところもあろうかと存じますけれども、是非とも熱心な御審議をいただければ幸いです。この点だけ申し上げます、私からの挨拶とさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

指導官

それでは恐縮でございますが、マスコミの方の撮影及び録音はここまでとさせていただきます。今後とも最低賃金の周知広報など御協力をお願いいたします。本日はありがとうございました。

会長

局長、御挨拶ありがとうございました。

次に3番目の議題の「熊本県最低賃金専門部会の委員任命の推薦公示及び関係者からの意見聴取の公示について」に入ります。

最低賃金法第25条第2項では、最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定につきまして調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならないとされていますので、最低賃金専門部会を設置し、調査審議を行うことといたします。調査審議を行うにあたり、まずは委員の選出についてですが、同法第25条第3項に、委員に関する規定があります。また、同条第5項に調査審議のための関係労使からの意見聴取の規定が定められており、それぞれ公示が必要となりますので、議題の3番目、「最低賃金専門部会の委員任命の推薦公示」及び「関係労働者及び関係使用者からの意見聴取の公示」について、事務局から説明をお願いします。

室長

まず、最低賃金専門部会委員についてですが、専門部会の委員は公益、

労働者側、使用者側それぞれ3人ずつの9人とされています。委員の任命については、最低賃金審議会令第6条第4項において、「労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員を任命しようとするときは、関係労働組合又は関係使用者団体に対し、相当の期間を定めて、候補者の推薦を求めなければならない」とされており。そこで、本日の審議会終了後から、7月19日(水)までの期間、熊本地方合同庁舎の掲示板及び熊本労働局のHPに、熊本県最低賃金専門部会委員候補者の推薦に関する公示を行います。双方からの、推薦を受けまして、7月28日(金)に開催予定の第1回地域別最低賃金専門部会で任命予定と致しております。

次に、関係者からの意見聴取でございますが、最低賃金法第25条第5項及び最低賃金法施行規則第11条に規定されております。最低賃金法第25条第5項では「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする。」また、最低賃金法施行規則第11条では「都道府県労働局長は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について地方最低賃金審議会の調査審議を求めた場合には、遅滞なく、最低賃金審議会が法第25条第5項の規定により当該事案について関係労働者及び関係使用者の意見を聴く旨並びに意見を述べようとする関係労働者及び関係使用者は一定の期日までに最低賃金審議会に意見書を提出すべき旨を公示するものとする。」とされております。この規定に基づきまして、本日の審議会終了後から7月19日(水)まで、熊本地方合同庁舎の掲示板及び熊本労働局のHPに関係者からの意見聴取に関する公示を行う予定としております。

関係者からの意見聴取を予定されている方は、期限の厳守の御協力をよろしくお願い申し上げます。

会長

議題の4番目の「最低賃金審議会令第6条第5項の議決について」に入ります。

最低賃金審議会令第6条第5項で、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」と規定されておりますが、資料5の「令和5年度最低賃金審議会の運営について」を御覧ください。1を見ていただくと「熊本地方最低賃金審議会は、効率的運用を図るため、最低賃金審議会令第6条第5項の規定を、全会一致の場合に適用することとする。なお、多数決によった場合は、審議会本審に付議し決議することとする。」という規定が示されております。この規定に基づき運用をさせていただきたいと存じますが、皆様、御承認いただけますでしょうか。

委員全員

(異議なし)

会長

ありがとうございます。それではそのような形で運用させていただきたいと思います。

続きまして、議題の5番目に進みます。本日は、熊本県最低賃金の調査審議の参考とするため、熊本県の経済情勢等につきまして、九州財務局長野経済調査課長に御説明いただくことになっております。資料につきましては、資料9に添付しておりますので御確認ください。

それでは、長野経済調査課長よろしく申し上げます。

長野経済調査課長

九州財務局経済調査課長の長野です。どうぞよろしくお願いいたします。今日は、お手元の「資料9 熊本県の経済情勢等について」を使用して御説明いたします。

はじめに、日本の経済の現状について、簡単に御説明いたします。

資料1ページは、「景気」に対する政府の公式見解である「月例経済報告」の4月と5月のポイントを比較したものです。

5月の月例経済報告の大きなポイントは、景気の基調判断を「緩やかな持ち直し」から「緩やかな回復」に上方修正したことです。これは、生産活動などで改善の動きがみられること、新型コロナの5類移行等をもって、これまで景気の自律的な動きを制約してきた要因が解消され、賃上げの動きと個人消費の持ち直しなど好循環が進展していることなどを踏まえて修正されたもので、令和2年2月以来、3年3か月ぶりに「回復」という表現が使われることになりました。

先行きについても、これまでは「ウィズコロナの下で」という文言が付されており、個人消費を中心にコロナによる制約を受ける状況が続いていましたが、5月報告では「コロナ」という文言がなくなり、「雇用・所得環境が改善する下で」という表現に変わった点が大きな特徴です。

さらに、「また書き」の部分でも、「供給制約の影響」という文言も削除されていますが、これは半導体などの部材不足により自動車メーカー等で減産を行っていた状況にあったところ、部材不足の状況が緩和され、弱含んでいた生産活動にも持ち直しの兆しがみられてきたことを反映したものとされています。

資料2ページは、同じ月例経済報告の5月と6月の比較です。

6月の基調判断については「緩やかに回復している」で5月の判断を据え置き、先行きについても変更がありませんでした。個別項目では、雇用情勢が「このところ改善の動きがみられる」に上方修正されましたが、これは就業率の回復に加え、失業率の低下や女性正規雇用の増加が理由で、春闘の賃上げがフルタイム一般労働者の定期給与に反映され始めたことも背景となっています。

右下の物価について、国内企業物価は「このところ緩やかに下落している」一方、消費者物価は「上昇」が続いている状況です。物価については、次のページで御紹介します。

資料3ページ左上は、国際商品市況のグラフで、原油・LNG・石炭の価格は、いずれもロシアによるウクライナ侵略前の水準を下回って推移しています。

右上は、国内企業物価のグラフで、資源価格の下落等を受けて、石油・石炭製品や鉄鋼等の上昇率が縮小する中、5月は「再生可能エネルギー発電促進賦課金」の引下げもあり、前年比上昇率は5か月連続で低下しています。

右下の消費者物価については、黒の折れ線がコアCPI（生鮮食品を除く総合）ですが、2022年3月までは、エネルギー価格の上昇分（黄色）を菅政権下で実施された携帯電話の通信料金の引下げの効果（ブルー）が抑制する形となっていたものの、その後は、食料品の値上げなど財を中心とした物価上昇があり、それに遅れてサービス価格も徐々にプラス寄与を拡大。一方、エネルギーは、昨年の原油価格下落等が時間差を伴って反映されるのに加え、「電気・ガス価格激変緩和対策」による押下げ効果（1%程度の押下げ）もあり、足下ではマイナスに寄与しています。

資料4ページ、上の方が財務省で取りまとめた「全国財務局管内経済情勢報告」で、4月時点では「緩やかに持ち直している」という判断となっております。下の方は「日本銀行決定会合」のもので、6月時点では「既往の資源高の影響などを受けつつも、持ち直している」という判断となっております。

資料5ページからは、熊本県内の経済情勢について御説明します。

財務局では、四半期に1度（4月、7月、10月、1月）経済情勢報告を取りまとめており、資料5ページは当局が4月末に発表した「熊本県内経済情勢報告」のポイントとなります。

全体判断である「総括判断」は、「緩やかに回復しつつある」として前回1月の判断を据え置きました。

判断の根拠としては、個人消費は物価上昇の影響もみられるものの、感染症の落ち着きなどを背景に外出機会が増えたことなどにより、宿泊などサービス消費を中心に持ち直していること。生産活動は、非常に好調だった昨年に比べて半導体関連の需要に落ち着きがみられるなど、拡大の動きに一服感がみられること。雇用情勢は、持ち直していること、などを総合的に勘案し、「緩やかに回復しつつある」としたものです。

前回との変更点は、「生産活動」において、前回判断の「緩やかに拡大している」を「拡大の動きに一服感がみられる」とした点です。

先行きについて、中段に記載しておりますが、各種政策の効果もあって、回復していくことが期待されますが、物価上昇、半導体不足などの供給面

での制約、金融資本市場の変動（海外での金融引き締め、為替変動等）の影響に十分注意する必要があると考えております。

資料6ページ以降個別の項目について記載しています。

資料6～8ページは個人消費で、大きな判断としては「物価上昇の影響もみられるものの、宿泊などサービス消費を中心に持ち直している」というのが4月末時点の状況です。

資料6～7ページには各業態毎のコロナ禍の特徴と本年4月時点の特徴的な動き、主なヒアリング結果について記載をしております。詳細の説明は省略しますが、外出機会やイベント等の増加、コロナ禍で開催された卒業式や入学式などにより衣料品の売上が伸びるなど、百貨店・スーパー販売、コンビニエンスストア販売、ドラッグストア販売は売上が伸びている一方、ホームセンターや家電大型専門店については、物価高による消費者の節約意識や、旅行などに消費がシフトする動きなどもあり、売上が落ちている状況にあるかと思っております。

資料7ページの乗用車の新車販売は、半導体不足や海外部品工場の稼働停止に伴う自動車メーカーの減産の影響で、これまで足踏みの状況が続いていましたが、このところは自動車メーカーからの供給も回復傾向にあるため、新車の登録台数は増加傾向にあります。

宿泊・飲食などのサービス消費については、行動制限がなくなったことや全国旅行支援の下支え効果もあり、回復傾向が続いている。それが4月時点の状況となります。

資料8ページは、コロナ禍以降、当局でも活用しているクレジットカードの決済情報で、2016～2018年の平均値との比較をグラフにしたものです。これまで回復が遅れていた外食（黒線）、宿泊（青線）、旅行（黄線）などのサービス消費についても、5月末までの情報では、コロナ禍前の水準を上回る、もしくはその水準に近づいていることが確認できるかと思えます。

先ほど申し上げたように、管内経済情勢報告については四半期毎に取りまとめていまして、次回の7月下旬の公表に向けて、現在取りまとめ作業を行っていますが、足下の状況について少し御紹介すると、百貨店・スーパーでは、食料品等の相次ぐ値上げにより、購入点数を減らす動きや、より安い業態（ドラッグストア、ディスカウントストアなどの競合店）で購入する動きがみられているほか、家電大型専門店では、来店客数の減少などがみられている一方、新型コロナの5類移行等を背景として、衣料品や身の回り品の売上が伸びている、また、これまで外出を控えていた高齢者層が旅行に出かけたり、イベントや会議、各種団体の総会なども例年どおり開催され、その後に懇親会を行うといった動きが進んでいる、またインバウンドについてもコロナ禍前には戻っていないものの台湾や韓国などアジア圏を中心に回復しつつある、そういった声が企業からはきかれているところです。

資料 9 ~ 11 ページは生産活動で、「半導体関連の需要に落ち着きがみられることから、拡大の動きに一服感がみられる」というのが 4 月末時点の状況です。

資料 9 ページのグラフは、鉱工業生産指数、2015 年を 100 とした場合の指標の変化で、熊本県と全国の生産活動の変化動向をみたものです。全国がほぼ横ばいなのに対して、熊本県は各月の振れ幅は大きいものの、トレンドとしては拡大傾向にある点が大きな特徴となっています。

資料 10 ページのグラフは、主要な 5 業種の鉱工業生産指数を、振れ幅が緩やかになるように 3 か月単位で均してみたものを付けております。上から順に説明すると、電子部品・デバイス（熊本では半導体等）は、海外経済の減速の影響が一部にみられるものの、高い水準を維持している状況。汎用・生産用機械（熊本では半導体製造装置等）は、半導体メーカーの設備投資が旺盛だった昨年と比較すると、このところやや落ち着き気味。食料品はほぼ横ばい。輸送機械（熊本では自動車部品、二輪車等）は、グラフ上はやや弱い動きとなっているように見えますが、私共のヒアリング結果によると 4 月時点では、半導体不足の影響が緩和され、持ち直している状況。化学は、横ばいといった感じになっています。

資料 11 ページは各業種の 4 月末時点の特徴を表に整理したものであり、足下の状況もそれほど大きく変わらないとの認識ですが、食料品メーカーからは「外食向け需要の高まりから生産を増やしている」といった声がきかれていますし、輸送機械の部品メーカーからは「完成車メーカーの稼働が半導体不足で止まることなくなくなり、残業をして対応している」といった声もきいています。

資料 12 ~ 13 ページは雇用情勢で、「持ち直している」というのが 4 月末時点の状況です。

資料 12 ページのグラフを見ていただくと、有効求人倍率は熊本地震により悪化したものの、復興需要などもあり非常に高い水準で推移していましたが、復興需要の落ち着きつつある中、新型コロナの影響により落ち込みました。その後、有効求人倍率は徐々に持ち直しの動きが進み、トレンドとしては緩やかな上昇傾向にあるものの、足下では若干低下しているような状況にあります。

資料 13 ページの新規求人数については、宿泊や小売は、新型コロナの 5 類移行で求人の動きが出ている一方、半導体関連の「電子部品・デバイス・電子回路製造」が 4 か月連続で減少するなど、このところ前年を下回っている状況です。

なお、最近の特徴として「物価高の影響で、子育て中の世代や年金生活者が世帯収入を増やすために求職登録する動きが続いている」といった声や「人手不足で人員確保が必要なものの、物価高騰などで利益が圧迫され、求人を減らしている事業所もある」といった声もきいているところです。

有効求人倍率や新規求人数をみると、やや雇用情勢が悪化しているような印象を持たれるかもしれませんが、就業地別（ベース）の有効求人倍率をみると、4月の数字で全国1.32倍に対して1.52倍、5月も全国1.31倍に対して1.47倍といずれも全国の数字よりも高い水準となっており、県内の雇用情勢が堅調な状況は変わらないと考えています。

資料14ページの住宅建設については、4月末時点で「持ち直しつつある」としておりましたが、最近の動きとしては、持家の需要は、資材価格高騰の影響で住宅販売価格も上昇していることから減っているものの、貸家・分譲については、このところ増えており、全体としては足下では増加傾向となっています。

住宅を購入する世代（30～40代）の人口が減少する中、熊本では、TSMCの菊陽町への進出の影響により、賃貸住宅を中心に住宅需要が高まっており、当面、熊本県内の市場を下支えすると考えられます。

資料15ページの企業倒産については、飲食店などに対するコロナ支援金の支給がなくなったことや、「ゼロゼロ融資」の返済が本格化していることもありまして、足下では倒産件数は増加傾向にあるかと思っています。

資料16ページですが、15ページの倒産件数は、負債総額1000万円以上のものだけであるため数は少なく見えますが、熊本県商工会連合会様が実施している調査結果を見ますと、廃業件数がかなり増えてきていることから、小口の倒産や自主廃業は実際はかなり増えてきている状況にあるとみえています。

廃業に至る要因には、後継者不足といった要因も大きいとは思いますが、「あきらめ型」、「息切れ型」の倒産が増えることが懸念されます。

以上、主な経済指標について御説明しました。現実的には、県北、中央部、県南で感じる実感は違うとは思いますが、総じてみますと、熊本県内経済は回復傾向が続いており、個人的な感想ではありますが、個人消費、住宅建設については、4月時点よりもやや明るさが感じられています。

資料17ページに、地域経済における課題ということで、物価の動きについて熊本の状況を説明します。

上のグラフは熊本市の消費者物価指数（コアCPI：生鮮食品を除く総合）で、前年同月比プラス3.3%となり、全国とほぼ同じ動きとなっています。

主な項目ごとに下のグラフを見ていただきますと、「食料」は、特に鶏卵や牛乳が鳥インフルエンザの影響で品薄状態が続いていたということもあり、前年同月比9.3%の上昇となっています。

「家具・家事用品」は、トイレットペーパーや洗濯用洗剤などが寄与し、7.1%の上昇。一方、「光熱・水道」は、政府の物価高対策が続く電気代が前年同月比20.3%となったことから9.7%低下しました。

資料18ページは政府のエネルギー価格負担軽減策について記載したも

のです。2023年1月～9月までは、ここに記載のとおり負担軽減策があります。

これらの軽減策について、延長されるという話は現時点ではありませんので、延長がなければ、11月以降、0.5～1.0%程度の物価上昇が見込まれます。

資料19ページは人手不足に関するものです。

当局が実施した「法人企業景気予測調査」のグラフで、0線から上が人手不足の状況を示しており、コロナにより一時的に「過剰気味」超となりましたが、その後徐々に景気が回復。それに伴い「人手不足」超の状況が徐々に強まっているところです。

人手不足に陥る要因は、「少子高齢化」と「人材のミスマッチ」、また地方においては「都市部への人口流出」といったことが挙げられます。

企業へのヒアリングによると、建設業からは「現場管理を任せられる有資格者が不足しており、受注できないことがある」、宿泊施設からは「スタッフが不足しているため、レストランの営業時間を制限している」、運輸(バス事業者)からは「貸切バスの申込があったが、運転手不足のため断っている」という声もきかれており、需要の取りこぼし・企業の経済活動が制約されている実態が様々な業種でみられています。

今後、人口減少などにより、人手不足感がより深刻化することが予想され、多くの企業で人材確保や人手不足解消に向けた対応が喫緊の課題となっています。

資料20ページは、今年の賃上げの動向ということで、連合熊本(労働組合)様の集計結果や、熊本県商工会連合会様のアンケート結果をつけさせていただいていますが、これまでなかなか行われてこなかったベースアップを含めて、多くの企業が賃上げを行う結果になっているということです。

資料21ページ及び、22ページについては当局が4月に調査しました賃上げのアンケート結果を付けさせていただいております。

私からの説明は以上です。

会長 どうもありがとうございました。
ただいまの御説明につきまして、何か御質問等ございますか。

委員全員 (質問なし)

会長 多岐にわたる詳細な御説明でしたので、すぐに御質問というのは難しいかと思えます。御質問があれば事務局の方に言っていただければ、御回答をいただけると伺っております。もし御質問があれば事務局までお願いいたします。

長野課長様にはお忙しい中、非常に貴重な御説明をいただきましてありがとうございました。

それでは次に進みます。ここからは特定（産業別）最低賃金にかかる議題ということになってまいります。

まず、6番目の議題であります「特定（産業別）最低賃金の改正の申出」につきましましては、本年度も3業種の労働団体から労働協約ケースによる申出書が提出されておりますので、申出の内容につきましまして、事務局の方から御説明お願いいたします。

室長

それでは熊本県特定（産業別）最低賃金の改正の申出の状況について説明させていただきます。

令和5年2月20日付けで、熊本労働局長に対して労働者側委員より、改正を求めるとの意向表明がなされ、6月29日（木）に3業種の関係労働団体から、それぞれ改正の申出がありました。資料につきましましては、資料8-1、8-2、8-3を御覧ください。

○「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」

○「自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金」

○「百貨店、総合スーパー最低賃金」の3業種です。

労働協約ケースの申出要件は、基幹的労働者の概ね3分の1以上の者が適用を受ける労働協約で、その労働組合又は使用者の全部の合意による申出であることとなっております。

今回の申し出について、労働協約の適用労働者を確認したところ、電気機械につきましましては、45.27%、輸送機械につきましましては、67.86%、百貨店等につきましましては、42.73%、となっており、要件を満たしていることを確認しました。

なお、詳細につきましましては、第1回開催予定の運営小委員会で説明を予定しておりますので、よろしくお願い致します。

会長

ただいまの説明につきましまして、何か御質問等ございますか。

委員全員

（質問なし）

会長

それでは7番目の議題に入ります。「特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無の諮問について」です。先ほど事務局から説明がありました、特定（産業別）最低賃金の改正の申し出を踏まえまして、本日、その改正決定の必要性の有無につきましまして、熊本労働局長より諮問を行うと伺っております。

局長よろしくお願いいたします。

局長 熊本県特定（産業別）最低賃金の3産業にかかる改正決定の必要性の有無について諮問します。

（諮問文手交）

会長 ただいま局長から諮問を受けました。諮問文の写しを委員の皆様方の手元にお配りいたしますので、御確認をお願い致します。
それでは事務局は諮問文の朗読をお願いいたします。

指導官 それでは朗読します。

熊労発基 0705 第2号
令和5年7月5日

熊本地方最低賃金審議会

会長 倉田 賀世 殿

熊本労働局長

新田 峰雄

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、下記の産業別最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第15条第2項の規定により、その必要性について、貴会の意見を求める。

記

- 1 熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年熊本労働局最低賃金公示第3号）
申出年月日 令和5年6月27日
申出代表者 全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会熊本地方協議会議長 小材和博
- 2 熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金（平成20年熊本労働局最低賃金公示第4号）
申出年月日 令和5年6月26日
申出代表者 自動車総連 熊本地方協議会議長 松村勲
- 3 熊本県百貨店、総合スーパー最低賃金（平成20年熊本労働局最低賃金公示第2号）

申出年月日 令和5年6月26日

申出代表者 U A ゼンセン熊本県支部支部長 西広継

以上です。

会長

ありがとうございました。

ただいま局長より諮問文を受け取りましたので、熊本地方最低賃金審議会運営規程第3条、会長は、審議会の議決により、特定の事案について効率的な調査審議を行うため、小委員会等を設けることができる。ということから、運営小委員会を設置し、特定（産業別）最低賃金改正決定の必要性の有無について審議を行いたいと存じますが、よろしいでしょうか。

委員全員

（異議なし）

会長

それでは、運営小委員会を設置することといたします。

次に8番目の議題の「運営小委員会について」です。

熊本地方最低賃金審議会運営小委員会運営要領の第3条に基づきまして、運営小委員会は、公益委員は5名全員、労使の委員につきましては、3名ずつ選出することとなっております。また同条第2号では委員は、審議会委員のうちから、審議会において選出することとなっております。これに基づき労側、使側それぞれ3名の委員を御推薦いただきたいと思いますよろしいでしょうか。

それでは労側の山本委員の方から3名の御推薦をお願いいたします。

山本委員

労側の運営小委員会の委員は、西委員と、猿渡委員と私、山本の3名で対応させていただきたいと思っております。

会長

ありがとうございます。

次に使側の岩永委員よろしくをお願いいたします。

岩永委員

使用者側からは、坂本委員、原委員、わたくし岩永の3名で対応させていただきます。

会長

ありがとうございます。それでは、労使それぞれ3名の委員の御推薦をいただきましたので、今の御推薦につきまして、異議のある方は挙手をお願いいたします。

委員全員

（挙手なし）

会長

異議がないということですので、労側につきましては西委員、猿渡委員、

山本委員の3名、それから使側といたしましては坂本委員、原委員、岩永委員の3名で、運営小委員会の委員をよろしく願いいたします。

それでは、今後の審議日程につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

室長 運営小委員会の審議につきましては、8月7日の午後1時30分から、第1回運営小委員会を開催して御審議いただく予定としております。その後、同日開催予定の第3回本審で審議結果を御報告いただき、その場で局長へ答申していただく流れになっております。

日程はあくまでも予定でございますので、そのあたりもよろしく願いいたします。

会長 ありがとうございます。
日程につきまして、説明のとおりでよろしいでしょうか。

委員全員 (異議なし)

会長 それでは、よろしく願いいたします。
次に、議題の9番目の「審議会の公開について」に入りたいと思います。
令和5年の4月6日に、中央最低賃金審議会です承されました「目安制度のあり方に関する全員協議会報告」で、その議論の透明性の確保と、率直な意見交換を阻害しないという二つの観点を踏まえまして、公労使三者が集まって議論を行う部分については公開することが適当といったものが示されたところです。

これを踏まえまして、今年度の熊本県最低賃金専門部会の公開につきましては、5月12日に開催しました全員協議会の中で、委員の皆様からいろいろな御意見を賜り、基本的には三者が集まって議論を行う部分につきましては公開の方向が望ましいのではないかといたしてお話であったと理解をしております。

後日、この点につきまして本日御欠席の泉委員も含めまして、公益代表委員全員で話をしたところ、公益代表委員の中から「説明責任を果たすという公開の本旨を実現するということであれば、三者協議の場だけではなく、公労公使も含めて全面公開をしないといけないのではないか。」という御意見が出ました。

なぜそのような意見が出たかと申しますと、三者協議の場のみ部分公開ということになると、結局議論の内容が正確に伝わらなかったり、あるいは、公開された三者協議における内容のみから、公益が主導して一方的に決めたというような実際の状況とは必ずしも一致しない、きちんとした状況が伝わらない、そういう恐れがあるのではないかと懸念から御意見

が出たところです。

他方で仮に全面公開をした場合の懸念として、協議の場では表面的な議論だけをして、非公式の場で協議が行われるというような可能性も否定ができないところですし、また熊本地方最低賃金審議会の最低賃金専門部会運営規程の8条における非公開要件であります「率直な意見交換が損なわれる恐れが生じる可能性」というのも否めないところです。

これらの御意見や懸念というものを勘案した結果、公益からの新たな提案として、公開をするのであれば公労公使も含めて全面公開するとし、そうでなければ今年度は従来どおり非公開とし議事要旨のみ公開して、他県の審議会での状況や、公開をすることの課題というのも少しずつ明らかになってくるのではないかと思いますので、その辺りを見極めながら、この点について次年度以降、再度審議をしてはいかがかといった提案をここで改めてさせていただければと存じます。

なお、わたくしの個人的な意見としましては、今申し上げました不利益性というのを鑑み、且つ、今年度におきまして他県の状況を見ますと、非公開としているところも複数あると聞いていますので、その辺を勘案いたしまして、様子を見たらいかがかなという意見を持っております。

この点につきまして、委員の皆様にお諮りをしたいと思いますので、御意見をよろしく願います。

山本委員

山本です。

まず結論を申し上げますと、今年度は従来どおり対応させていただいて、他地方の審議会や世の中の影響なども見極めるという形でよろしいかと思っています。

ただし、これまでの審議、協議、論議の中で、私ども労働者側としましても、3つの要素をしっかりと加味し、いろんな状況を見極め「今年はどういうスタンスで協議に臨みます。」といった基本的見解をお示しさせていただいています。この基本的見解については公開をしていただいた方が、透明性やどういうスタンスでどんな話がこの会議室で進められているのか、世の中にもしっかりとお示しできるのではないかと思います。

基本的見解については、公開は可能ではないかなと思っています。以上です。

会長

ありがとうございます。

今の御意見の確認をさせていただきますと、結論としては、専門部会自体については従来どおりで、1回目の専門部会の時にお示ししていただく、基本的見解という文章にしてまとめていただいているものについては、資料という形で公開するというのを御希望ということによろしいでしょうか。それともお話しした内容をということでございましょうか。

山本委員 資料のみならず、私どもは説明した内容も公開しても構わないと思っています。しっかりと御説明を申し上げてまいりたいと思っております。

会長 そういたしますと、第1回目の金額提示等も含めてということでしょうか。

山本委員 1回目の金額提示までは及ばないかもしれません。
中央最低賃金審議会からの目安額の水準は見ないといけませんので、そのタイミングではまだお示しはできないと思います。考え方を中心にということになるかと思えます。

会長 ありがとうございます。 そういたしますと、基本的に当初示される、どのようなスタンスで協議に臨むのかということにつきましては、御発言、それから、資料などにつきまして、金額は除いた形で公開を希望されるという理解でよろしいでしょうか。

山本委員 はい。

会長 ありがとうございます。
では、次に岩永委員、使側の御見解をお願いいたします。

岩永委員 まず個人的には、先ほど山本委員から話が出ましたとおり、今年度までは今までどおりの形で進めたらどうかと考えておりました。

ただ、本日御欠席の原委員に御相談しましたところ、フルオープンにしてもいいのではないかという御意見でした。審議の進め方なり決定のプロセス、この辺は非常に心配されている事業者の方々もおられるので、その辺をしっかりとマスコミの方にも入っていただいて、やり取りもしっかり理解していただくべきではないかとおっしゃっていました。基本的見解の資料を示すだけではなくて、希望されるマスコミはその場に入っていて、その様子をしっかりと把握していただきたいとお考えのようです。

ただ、いずれにしても、他県の、特に九州各県の状況もよく見て確認したいというお考えもございまして、私なりに今わかる範囲で他県の状況を聞きましたら、福岡は今までどおりのやり方、大分と宮崎は中央最低賃金審議会と同じような形で公労公使に入る公労使の会議まではオープンにして、公使公労個別協議に関しては今までどおり非公開、鹿児島も確かに同じような形だったと思います。長崎も今までと近いような感じだったと思います。

このような状況で各県いろいろ動きが出ておりますので、いずれにして

も、各県の状況も見てみたいというのもあります。

会長 ありがとうございます。今、岩永委員の御説明では、岩永委員と原委員の個人的な御意見ということでしたが、坂本委員、山下委員はいかがでしょう。

坂本委員 今の議論では、ひとつは、今年度は従来どおり非公開として、もうひとつは公開するという中で、パターンが三者協議だけ、あるいはすべて公開、あるいは先ほど話された基本的見解の部分ということですが、基本的見解の部分を全てテープ起こしして、記者が一字一句書いていただけるといいのですが、内容をピックアップされたりするので、基本的見解を出すにしても、文章にして出した方が安全かなと思っています。それと、公開するにしても非公開にしても、両方ともそれぞれに理屈があるので、私は皆さんの意見で決められたものに従いますが、出来れば基本的見解ぐらいは出したいという気持ちはあります。出来ればきれいな形で整理して、即日させるぐらいのスピード感で議事録を出すとか、このような形ができればいいなと思います。全面公開すると、本当に過激な発言だけピックアップされる時が非常に心配です。

会長 ありがとうございます。そういたしますと、坂本委員の御意見は、基本的見解もそのまま出すという形ではなく、労使それぞれが、こういうスタンスだということを文章でまとめて、資料のような形で速やかに公開するというところでよろしいでしょうか。

坂本委員 そうですね。部会中ずっとマスコミが入っているという状態が最終的に理想だと思いますが、従来より一歩進んだ形ですとしたり、基本的見解だけは出したいと思っています。ですが、1番議論になりやすいところで、その部分を全て拾ってくれるとは限らないので、資料として作成し、その時のやり取りの議事録をすみやかに出せばいいなと思います。

会長 ありがとうございます。山下委員お願いいたします。

山下委員 最初、会長が言われたように、今年度までは今までどおりやって、周りの県の状況等を見極めて、公労使だけをオープンにするとか、個別は出さないとかですね、公開に近い形へ進化して行くのは全然問題ないと思います。

 ですので、今年は今までどおりで、九州各県、近隣の県の状況を見てからでもいいのかなというふうに思いました。

会長 ありがとうございます。そういたしますと、全体の方向性としては、議事の公開については他県の状況を見つつ、今年は従来どおり、但し、基本的見解については議事の公開とは別な形で公表できればということで、山本委員が先ほどおっしゃったところとは若干異なるところでございますが、この点につきましてはどういたしましょうか。

西委員 通常の議事録ですと事務局が難しいと思います。そして、我々が言っていることと、マスコミの方がそれをどう収束して考えられるのかっていうのを一致させるのは現実的には難しいのかなと思います。そのために書面であまり齟齬が出ない形でやれば如何かと思っております。

山本委員 今、西委員からも話がありました、坂本委員がお話されるのも十分理解できます。確かに、議論の中でいろんな話が出たり引っ込んだりしますので、対外的に「労側としてはこういう考え方で今回の最賃に臨んでいます。その資料です。」というのはお作りできますので、そういった形でお示しするということが対応は可能です。

会長 ありがとうございます。そういたしますと、まず、専門部会の公開については、今年は従来どおりの取り扱いとしていただいて、それぞれの基本的見解をまとめたものについて、労使それぞれから御提出いただいたものを事務局の方で資料として、ホームページに掲載していただくということで、事務局は可能でしょうか。

室長 可能です。従来、専門部会は非公開という扱いで、議事録は載せておりませんが議事要旨という形で載せております。今回も非公開とすれば議事要旨を作って、その中に添付資料として労側、使側の基本的見解の資料を載せるのは可能です。

岩永委員 議事録なり議事要旨なり時間はかかりますよね。そこはどうですか。

室長 はい、時間はかかります。

岩永委員 そうなると、記者、マスコミさんも今日あった話を 10 日後にしか書けないとか、1 か月後にしか書けないとか、それでは遅いかなという気がしますが。

部長 用紙で資料を作ってきていただければ、それをそのまま電子化して載せることも可能です。

会長 例えば、基本的見解を述べていただく当日に、ペーパーを別途用意して提出していただくということであれば、今御懸念のタイムラグというのは発生しないかと存じます。

岩永委員 議事録とは別に我々双方でその基本的見解を用意するということがいいですか。

会長 それぞれの立場をペーパーにして用意するということですよ。議事録という形ではなくてということです。事務局は可能ですか。

室長 問題ありません。

会長 それでは、専門部会が行われる当日に別途用紙を御提出いただきまして、タイムラグが生じないように公表していただくということで、労使よろしいでしょうか。

部長 確認いたしますと、労使双方からお出しいただいています基本的見解の詳細な資料、及びそれを踏まえた基本的見解の意見要旨とでも言いますか、それを電子媒体でいただいて、それを即座にホームページの方に掲載させていただくということによろしいですね。それとは別途、従来行っています、議事要旨は当然、時間がかかりますので、そこについては、その回のホームページの掲載に後日改めて議事要旨という形でそれ掲載させていただくという手筈によろしいでしょうか。

会長 従来、基本的見解としていただいた資料とは異なり、公表する為にまとめていただいたものを当日に公表するということになるかと思いますが、私の理解によろしいですか。

それでは再度確認をさせていただきますと、今後は、初回に御提示いただいています基本的見解について、内容をどこまで出すかということについては、労使それぞれに委ねます。一枚にまとめるのか、あるいは、そのまま全て出すのか慎重に御考慮いただいて、データを事務局にお渡しいただきます。その後、タイムラグが生じないように、議事録とは別に速やかに公表する。専門部会の公開自体については、何度も確認になりますが、今年度は従来どおり非公開という方向でございますが、皆様この理解によろしいでしょうか。

坂本委員 使側は各々に基本的見解を出しています。それを1つにまとめる時間があるかどうかは分からないので、それぞれがまとめてきた基本的見解を出すことになるかもしれません。

会長 形式は、坂本委員がおっしゃったように、それぞれ作り方が異なりますので、1 つにまとめるかバラバラで出すのかというのはそれぞれに委ねたいと思います。

労使それぞれで、自分たちはここまでは出したい、あるいはこれ以上は難しい、というところを見極めて御対応をいければと存じます。

それと先ほどの、タイムラグの話ですが。

室長 早くホームページに掲載したいということであれば、よろしければ事前にデータを送っていただければ、専門部会で基本的見解を示した後、専門部会終了後にアップできるということになります。

指導官 事務局としましては、データを頂ければ皆さんのタイミングでホームページへ掲載することは可能です。前もってデータを頂ければ、専門部会終了後にすぐにアップすることも可能ですし、紙媒体でしか提出できないということであれば、PDFに変換するお時間はいただきますが、可能な限り最短で掲載いたします。また、まとめに時間がかかるということであれば、完成次第データ等を頂ければ、そこから最短で掲載いたします。

会長 ありがとうございます。いずれにしても、皆さんの基本的なスタンスを世に知らしめる、ということが究極的な目的だと思いますので、タイムラグというのは、確かにマスコミからすれば早くという要望があると思いますが、そこはあくまでも御要望ですので、皆様の自分達の基本的なスタンスをきっちり世に知らしめたい、という目的を重視するために多少時間がかかる場合は、専門部会から少し遅れて掲載するということでも、問題はないのかなと思います。

坂本委員 基本、その場に出した内容のデータは持っていますので、その日のうちに渡せます。

基本的なスタンスを世に知らしめるためには、マスコミの力がないと絶対できませんので、ニュースは新しいうちに届けられるようにしたいと思います。ですが、この場よりも先に出すことはありえないので、この場を出して、議論しましたという結果としてデータを差し上げるということで可能だと思います。

会長 それでは、できるだけ速やかに御対応いただくということで、基本的見解については、労使それぞれが、御自分達のスタンスを公表するような形で進めていくということによろしいでしょうか。

委員全員 (意義なし)

会長 ありがとうございます。

それでは、この議題の9につきましては、今決定しました方向性で、また少し議論の透明性が増すのかなと思います。お手数をおかけいたしますが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは議題10です。その他となっておりますが、事務局から本日の配付資料につきまして、御説明の方をお願いいたします。

室長 配布資料について説明します。

資料1番目は令和5年度の審議会委員名簿です。

資料2は、熊本地方最低賃金審議会運営規程です。

資料3は、熊本地方最低賃金最低賃金専門部会運営規程です。

資料4は、熊本地方最低賃金審議会運営小委員会運営要領です。

資料5は、先ほど承認いただきました「令和5年度 最低賃金審議会の運営について」

資料6は、第54期(令和5年度)熊本地方最低賃金審議会審議日程の(案)です。詳細は、後程説明いたします。

資料7は、令和5年度特定(産業別)最低賃金適用事業場数及び適用労働者数を示しております。

資料8-1は、「熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」最低賃金の改正の決定を求める申出書です。

資料8-2は、「熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業」最低賃金の改正の決定を求める申出書です。

資料8-3は、「熊本県百貨店、総合スーパー」最低賃金の改正の決定を求める申出書です。

資料9は、先ほど九州財務局から説明がありました、熊本県の経済情勢についての資料を添付しています。

次からは、第66回中央最低賃金審議会での各種資料になります。

資料10は、6月30日開催された中央最低賃金審議での諮問文(写)になります。

資料11は、令和5年6月16日閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2023」の抜粋です。

資料12は、同じく令和5年6月16日閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」です。

続きまして、令和5年度第1回目安に関する小委員会に提出された各種資料になります。

資料13は、主要統計資料としまして、全国統計資料及び都道府県統計資料並びに業務統計資料が掲載されています。

資料 14 は、足下の経済状況等に関する補足資料になります。2023 年 6 月に内閣府から公表された「月例経済報告」、連合、経団連の春季妥結状況や中小企業の生産性向上等に関する支援などが掲載されています。

資料のほかに最低賃金の大幅引き上げを求めるはがきが、7 月 4 日現在で 2,579 通届いておりますので、紹介させていただきます。後ほど御覧になられて、参考にさせていただけたらと思います。

以上です。

会長 ありがとうございます。
 ただいまの説明につきまして、御質問ございますか。

委員全員 (質問なし)

以上で予定されておりました議題は全て終了いたしました。皆様から何かその他御意見などございますか。

委員全員 (意見なし)

会長 それでは事務局から今後の審議日程につきまして、説明をお願い致します。

室長 審議日程につきましては資料 6 に添付しておりますが、あくまでも予定ということをお願い致します。

7 月 28 日金曜日午前 10 時から、第 1 回地方最低賃金専門部会を合同庁舎 A 棟 10 階会議室で開催いたします。

第 1 回では、部会長などの役員選出、改正状況調査及び基礎調査の結果報告、労使代表の基本的見解の表明などを予定しております。中央最低賃金審議会では 6 月 30 日に目安についての諮問がなされ、同日に第 1 回目安に関する小委員会が開催されております。今後、4 回から 5 回程度、小委員会が開催された後、定かではありませんが 7 月 31 日頃かとは思いますが、目安の答申が予定されております。あくまでも審議状況次第ということになりますので御承知ください。

本年度の目安答申の伝達につきましては、8 月 1 日 13 時 30 分から第 2 回本審で行う予定としております。また当日は、目安の伝達が終わり次第、引き続き 14 時半頃から第 2 回地域別専門部会の開催を予定しております。

その後、第 3 回地方最低賃金専門部会を 8 月 3 日 13 時 30 分から、第 4 回地方最低賃金専門部会を 8 月 4 日から開催予定としております。第 4 回でまとまらなかった場合は、予備日として 8 月 7 日月曜日、午前 9 時半から第 5 回を予定しております。地域別最低賃金の発効日につきましては、

例年どおり 10 月 1 日発効を目指す場合、8 月 7 日に改正の答申をする必要があります。8 月 7 日に専門部会の予備日を入れていますが、この日までに結審すれば、8 月 7 日 14 時半頃から開催されます。第 3 回本審で熊本県の最低賃金の答申を行うという審議日程でございます。また 8 月 7 日には、13 時半から第 1 回運営小委員会において特定（産業別）最低賃金の必要性の有無の審議を予定しております。

以上、審議日程を説明いたしました。中央最低賃金審議会等の審議状況により日程の変更を余儀なくされる場合がございます。その結果は情報が入り次第御連絡いたしますので、皆様の御理解と協力をよろしくお願い申し上げます。

また、目安の伝達日は、目安額を示されます中央最低賃金審議会の会長から、委員の皆様にお伝えしたいことがあるということで動画を見ていただくこととなっておりますのでお知らせいたします。

何年か前もありましたが、この中央最低賃金審議会の審議状況次第では専門部会が開始できないということになります。そうすると、予定を後ろ倒しにしていかなければなりません。定足数の関係もありますので予備日についても日程の確保をお願いいたします。

会長 皆さん大変お忙しいとは思いますが、日程の変更等があるかもしれませんので、くれぐれもどうぞよろしくお願いいたします。

それから、7 月 28 日が第 1 回専門部会予定ということで、先ほどの議論にありました基本的見解の公表の準備もこの日に向けてお願いすることになりますので、お手数ですがどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、日程につきまして御質問等ございますか。

委員全員 （質問なし）

会長 最後に本日の議事録および資料の公開の有無についてですが、議事録及び資料につきましては公開ということでよろしいでしょうか。

委員全員 （意義なし）

会長 ありがとうございます。それでは議事録および資料の公開とさせていただきます。

以上で本日の審議を終了いたします。

お忙しい中御協力いただきまして、大変ありがとうございました。